

総論

意見提出者	題・ご意見
60歳 男性	<p>国際整合性を 現在の一部消費者は、高度な加工品や食品添加物、若しくはその原料の産地までmakerに聞いてくるような状況になっている。その聞く目的は、china freeが殆どであるように思える。原料原産地を聞いて安心しようという心算らしい。安全と原料原産地表示は関係ないはずなのに。さて国際的に見て(全ての国の表示を理解しているわけではないが)、加工食品に関し、原産国表示はCodexでも取り上げられているが、原料原産地まで、表示を求めている国は少ないのではないのでしょうか。特に自給率40%の日本は、全世界の食品を輸入しないと生きていけない。そのため海外原料も公平に扱わないといけないと思う。従って、原料原産地表示は国際的に認められる範囲で行って欲しい。また表示する場合も、パッケージだけでなく、自主的に行うホームページ公開が望ましいのではないのでしょうか？その場合のガイドラインが提示されればもっと良いのでは。更に、原料原産地表示の意味を、消費者に周知徹底してほしい。決して安全面ではないはずでは。</p>
弾正原 俊郎 マルカ食品株式会社 社長	<p>- 外国パックと日本国内生産とハッキリ区別できるように、外国パックは必ず 輸入者○○○ 製造者○○○ 原材料名○○○(○○○国) と表示する。 加工食品は全て表示しなければいけない様にする。(例外ナシ)</p>
75歳 男性	<p>外食・惣菜・弁当等の業界に対し原産地無表示で流通可としている法の矛盾について ① 本業界等の製品に対し原産地表示規正法の枠外に置かれ無表示で商売が出来る事は法の平等性を著しく欠けている。 ② 本業界へ納品した時点では法に従い表示なされた商品を調理・加工・リパックなどする事により原産地表示義務が無くなり恰も国産品の様な顔で多くの商品が販売されています。 このような現状は、消費者に自由な選択権を与えず延いては、この現状が国産の魚農産物の消費拡大にも多大な影響を与えていると考えられます。 ③ 食品販売する業界において原産地表示は全て一律で有るべきと思います。尚このことは公平・公正と不平等を齎して居り、なお消費者に対し産地表示について公正な選択権を与えていません。</p>
44歳 男性	<p>食品表示の統一 農水と厚労の見解を一致させ、食品表示の法を統一し、公表してほしい。また両方にまたがっているとややこしいので、一つの機関で管理をしてくれるのが良い。</p>
47歳 男性	<p>産地表示について 原料については、国産品か海外のどの国かの表示でもと思いますが、海外の場合は、収穫した場所又は育った場所の表示で問題ないと思います。さらに加工場所(処理場所)を表示すれば。処理場所・行程が多くても表示すればと感ずますし、消費者も理解して頂けると感ずます。</p>
安藤 剛久 全国乾麺 協同組合連合会	<p>原料原産地表示は反対です 相変わらず産地偽装表示が絶えませんが、だからと言って、原料原産地表示の方法論ではなく、義務表示化することによって、更に、違反者が増加するのではないのでしょうか。そのことは、報告書を見ても、どの表示方法が良いのか、未だ決定できないことから察します。 次に、義務表示化しなくても、既に、虚偽表示として原料原産地表示違反に対して、罰則が厳しくなっているからです。 それでは、いかなる表示等方法がよろしいのかとなると、当業界は100%中小零細企業です。包装袋を作成するのにもコストを考え、数年分を一挙に作成します。従って、自然によって作物の出来、不出来に左右され、その都度、原料原産地表示を訂正する(大括り表示であっても)ことは経営に直接関係します。 むしろ、表示ありきではなく、この機会に情報公開の一環として、加工食品業界個々に原料原産地表示に関する情報提供のガイドライン等の作成について、取り組ませるよう進めていただければと考えます。過剰的に進む表示は、零細企業が多い食品業界にとって、その多くの企業は、現状の義務表示について真面目に法令遵守していることを考慮していただき、これ以上の義務表示を科せることは、表示で廃業に追い込まれることも憂慮されます。 どうぞ、義務表示ではなく、とりまとめ報告書を参考に各業界が任意に表示できるよう特段のご配慮をお願いします。</p>

意見提出者	題・ご意見
44歳 男性	<p>水産物の原料原産地表示</p> <p>a 単一の原料を使用した加工食品は表示することが出来ると思う。 b 複数産地の原料を混合する場合、国産外国産によらず、季節・年によって原料の有無があり、困難だと思う。 c 加工者が中小であるケースが多い食品業界では、包装資材の負担、ラベル表示の変更でのコスト増を現状の景気で運営が成り立たない。 d 輸入原料自体の農薬検査を業界で行い、その公表をしている。当然問題ないのであれば、あえて表示する必要は無い。 (業界全体で管理していれば表示をする必要性を感じない)</p>
61歳 男性	<p>消費者がどこまで望んでいるのか？</p> <p>○原料原産地を書かされる側では昨年8月に報告された①、②、③は最大の課題としてあるのは当然です。 ○消費者にアンケートをして「原料原産地を記入したほうがよいですか？」と聞いたら、「良いです」とおそらくほとんどの人が回答すると思います。そのため、それが適切で本当に必要な情報かをまず議論すべきだと思います。例えば「削りぶし」の「かつおの捕獲場所」を知って果たして消費者は満足し、その商品が売れるかどうかなどです。</p>
蒲生 恵美 消費生活アドバイザー	<p>原料原産地表示の対象品目の追加に関する意見</p> <p>報告書の要件ⅠとⅡを満たす商品に消費者を誤認させる表示が行われている実態があり、他の規制で誤認を防ぐことが困難な場合は、消費者の適切な商品選択のために原料原産地表示は有効である。しかしそのような実態がない場合は、みやすい場所に示され重量割合も表示される特色のある原材料(原産地)等の表示規制の範囲で企業が情報提供し、消費者がそれを判断して商品選択すれば良いと考える。今回の追加検討品目に誤認表示の実態やその可能性があるのか知りたい。またこれらの品目について20食品群選定以降に製造及び流通実態に変化があったのかを確認したい。</p> <p>消費者の選択に資するためであっても、商品全体に原料原産地表示を義務化することと、企業が優良と思う内容を規制の範囲で消費者にPRする方法のどちらが適当か十分に検討されることを望む。表示義務化をする場合、虚偽表示を生まないようモニタリングで確認できる手法・体制の整備が求められる他、産地切り替えに表示の切り替えが伴わず意図しない虚偽表示が生まれリコール等が発生する懸念がある。原料原産地表示の対象品目の追加は、義務化を行わないと誤解を防ぐことができない場合に限定するなど慎重に行って頂きたい。</p> <p>商品に表示する必要はないが、原料原産地を確認するためのトレーサビリティシステムは問題が起きた時に被害の拡大を迅速に防ぎ問題商品の所在を特定する効果が期待されるので、積極的に取り組んで頂きたい。</p>
鈴木 武 日本食品添加物協会 会長	<p>原料原産地表示に関する意見</p> <p>1. 意見 原料原産地表示の対象としてこれ以上の品目追加は、差し控えていただきたい。</p> <p>2. 理由 ・原料原産地表示の対象としては、20品目+2品目で充分であり、これ以上の品目追加は、原料原産地の調査・確認、頻繁な原材料産地の切り換えへの対応、物理的な表示スペースの制約、原材料原産地が不明な輸入中間加工品の対応、包材表示の変更等による膨大なコストアップにつながるものであり、最終的には一般消費者の負担を増大させるものと考えられる。 ・「消費者への食品情報の提供のあり方について報告書案(食品企業の商品情報の開示のあり方検討会)」においても「消費者のニーズに応じた情報提供を行うためには、消費者のニーズが多様で変化することを踏まえ、食品事業者が提供する情報や手段を選択し、組み合わせることが必要である。したがって、一定の情報の提供を法令により義務付けるのではなく、食品事業者が自主性を発揮することができる仕組みとする必要がある。」とされており、任意表示等で充分対応可能であると考えられる。 ・原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく、国際規格(Codex)では原料原産地は表示すべき項目に入っていないことから、非関税障壁につながる恐れがあるものと考えられる。 ・国内製造品のみ原料原産地表示を義務付けることになり、国内の加工食品製造者だけに負担をかけ、日本における国際競争力低下につながる恐れがあるものと考えられる。</p>

意見提出者	題・ご意見
47歳 男性	<p>原料原産地の伝達と添加物に関して</p> <p>① 原料原産地(原産国)の情報伝達は現状でもかなりの負担を強いられております。その理由として、加工食品の場合には起源原材料へのさかのぼりが数段階に及ぶことも普通にあり、その場合の各社各様の方式での原料規格書の作成や、WEBでの複雑な情報入力を義務付けられることなどが挙げられます。</p> <p>② 加工食品には必ずと言ってよいほど食品添加物が使用されます。しかし、加工食品の原料原産地表示の議論の中では食品添加物が対象外であることなどはこれまで明記されていないと思われまます。</p> <p><詳細></p> <p>① 加工食品等の製造者は、原材料のトレーサビリティの把握について、各社各様の異なった書式フォームの原料規格書で必要情報を入手しております。また、原材料の起源原料原産地は、例えば輸入品に含まれる糖類などの場合には、とうもろこしの調達状況によっては100カ国以上になる場合もあり、複合原材料をいくつも使用して製造される加工食品等では膨大な情報となります。加工食品等の製造者は、これらの情報をミス無く顧客指定の原料規格書に転記して書面提出しているのが実情であります。この様な方法で、原材料メーカー(又は商社)⇒一次素材加工会社⇒二次加工会社・・・最終食品の製造会社へと書類のやり取りが行われ、最後に流通へトレーサビリティ情報が開示されております。この情報のやりとりで使用される方式を統一化する事は、転記ミス無くスピーディーに原料原産地を表示する際に必須と考えられますが、これら方式の整備が出来ておらず記載不備などで問題が発生しやすくなると思われまます。</p> <p>② 食品添加物の中で、塩類や化学製品であるものの場合、使用されている原材料について起源原材料までさかのぼることになりますと、必ずしも農畜水産物となる訳ではなく「鉱物」や「石油もしくは古代生物」となってしまうものもあり、これらの原産地表示がどの程度消費者にとって必要なのか分かりません。</p>
小野 茂一 大宮糧食工業株式会社	<p>原料原産地表示に関する意見</p> <p>1. 意見 原料原産地表示の対象としてこれ以上の品目追加は、差し控えていただきたい。</p> <p>2. 理由 ・原料原産地表示の対象としては、20品目+2品目で充分であり、これ以上の品目追加は、原料原産地の調査・確認、頻繁な原材料産地の切り換えへの対応、物理的な表示スペースの制約、原材料原産地が不明な輸入中間加工品の対応、包材表示の変更等による膨大なコストアップにつながるものであり、最終的には一般消費者の負担を増大させるものと考えられる。</p> <p>・「消費者への食品情報の提供のあり方について報告書案(食品企業の商品情報の開示のあり方検討会)」においても「消費者のニーズに応じた情報提供を行うためには、消費者のニーズが多様で変化することを踏まえ、食品事業者が提供する情報や手段を選択し、組み合わせることが必要である。したがって、一定の情報提供を法令により義務付けるのではなく、食品事業者が自主性を発揮することができる仕組みとする必要がある。」とされており、任意表示等で充分対応可能であると考えられる。</p> <p>・原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく、国際規格(Codex)では原料原産地は表示すべき項目に入っていないことから、非関税障壁につながる恐れがあるものと考えられる。</p> <p>・国内製造品のみ原料原産地表示を義務付けることになり、国内の加工食品製造者のみに負担をかけ、日本における国際競争力低下につながる恐れがあるものと考えられる。</p>
44歳 男性	<p>食品の産地や素材等については、消費者が購入時に実物を見ただけで理解することは困難な状況にあり、これまでも食品の偽装表示事件は数多く発生している。</p> <p>したがって、「表示」が食品についての情報を知る唯一かつ適切な手段である。</p> <p>加工食品の原料原産地表示については、JAS法により規定されており、18年10月から義務化表示が拡大したものの、消費者の安全・安心への関心、国産志向が高まってきていることをふまえ、国産の優位性を確保するためにも、全ての加工食品の原料原産地表示について加工度合いに関わらず表示を義務化することが必要である。</p> <p>また、外食においては、自主的に原産地を表示する「外食における原産地表示に関するガイドライン(平成17年7月28日)」が作成されているが、外食についても原産地表示の義務化が必要である。</p>

意見提出者	題・ご意見
56歳 男性	<p>産地表示について</p> <p>1. 複数の原料産地の表記 同一製品でも、原料産地が異なる場合は「輸入」等の表現でも可とならないか。価格下落の中での原価、効率も考えて欲しい。</p> <p>2. JASの法の特性上、量販店、流通段階への規正は厳しいが、産地、一次加工者への指導が少ないのでは？ 元が整備されない限り、川下への負担は増加。</p> <p>3. JASと食衛法 「加工・製造」について、解釈の違いがあり、対応に悩む場面がある。</p>
<p>太田 浩子</p> <p>京都消費生活 有資格者の会 会員</p>	<p>加工食品の原料原産地の表示拡大に反対</p> <p>原料原産地の表示拡大が既定路線となっていますが、以下の理由により法令等で表示を義務づけることに反対です。</p> <p>① 消費者の特定産地志向、国産志向の助言は好ましくない たとえ食品の栄養成分や食味に差が無いかわずかであっても、産地によって商品価値が大きく異なることが、昨今の産地偽装続発を招いている。この背景に消費者の過度の特定産地志向・国産志向がある。事業者が自発的にその産地を記載することは自由であり、産地振興の点からは意義のあることだが、表示を義務づける必要はない。行政がすべきことは産地表示の義務付けではなく、消費者の誤解を招くような誇大あるいは虚偽の表示がないかを監視することである。</p> <p>② 消費者庁は、消費者の科学リテラシーを育て、科学的事実に基づいて行動できる「かしこい消費者」を育てることに力を注ぐべき 意味のないBSE全頭検査が未だに全国の自治体で行われているのは、消費者の『安心』のためであって「安全」のためではない。消費者庁は、「消費者が求めるから」ではなく、「客観的事実に基づいて行動できる消費者」を育てることを行政の基本方針としてほしい。食品表示は、食品に本当に必要な、すなわち、その内容(栄養成分等)と安全に関する表示こそ推進すべきである。</p> <p>必要な表示例：(1) 栄養成分等の表示(諸外国で表示が充実していることをPRして消費者に必要性認識をすすめるべき) (2) 製造者固有記号の廃止(消費者にも保健所にも、実際の製造者がわからないため、事故時の迅速対応に支障となっている)</p>
44歳 男性	<p>原材料情報にアレルギー、遺伝子組換えなど文字がたくさん書いている中に原料原産地情報が追加されて見にくいのではないですか。何々産使用とか商品のセールスポイントを書いた商品は、その産地のものを使用し表示はいると思います。生鮮食品は、何々産かを見て買うかどうか決めていますが、加工品でいろんな原料が混ざっていて何々産を見て買うことはないと思います。原料原産地が季節やいろいろな事情で変更することがあるそうですが、その都度包装材料を印刷する手間や、古いものが使えない無駄がでるのと思います。製造メーカーに電話やホームページから情報を取れるそうですが、加工食品でそこまでやる必要があることでしょうか。</p>
25歳 男性	<p>食品に対する信用や価値を見直すことは日常的に行われ、全社的に考えなければならないことです。これを行政が介入する必要はなく、各社自主的にやることです。偽装する会社は倒産することは前例から明らかです。よって、行政の力によって義務化するのは不必要なことだと思います。各事業者から費用や対応が困難などの意見もあるので、それを尊重して欲しいと思います。</p>
男性	<p>青果物を原料として提供している生産者団体としてあらゆる加工品の原料に原産地表示(県名を表示)をしていただく事が望ましいと考えています。冷蔵・冷凍食品の原料についても原料原産地表示(県名を表示)をされることを望みます。</p> <p>ただし、その付帯事項として本県が、年間を通じて供給(周年出荷)できない品目等で、店舗が時期による表示変更が必要となる場合、表示を変えるためのコスト負担を産地からの仕入価格に転嫁されないようにお願いします。</p>

意見提出者	題・ご意見
44歳 男性	<p>原料情報の入手</p> <p>現在弊社に対しお客様から頂くご要望としては、原産国の他、原料の安全性の確認、起源原料のGMO情報、原料管理方法、原料段階での残留農薬管理、安心できる原料を使用しているか等様々なご質問やご要望を頂き対応しております。このご要望に対応する為に原料規格書を入手しておりますが、会社の規模の大小に関わらず規格書に全ての要望する項目を記入して頂くことは非常に厳しい状況です。通常原料規格書は新規原料の採用が決定した段階で入手を開始し、原料メーカーに依頼します。この規格書は弊社がお客様の規格書に記入する中で要望される最低限の項目を依頼しております。原産国(中国に関しては省まで、日本に関しては県まで入手)については限定、非限定を選択出来る様にしておりますが、中国の原料で省を特定出来るものはあまり多くなく、更に全ての項目を記入して頂くにはかなりの回数やり取りをして、最終的に記入を実施して頂く様努力しております。この間長いものでは数年間数十回から100回以上のお願いを実施しております。この様に努力して入手した規格書であっても、法的な効力はない為、次回入手時に同じ情報である保証がないのが実情です。</p> <p>原料原産地情報を記入するかどうかはコストの問題で済みますので簡単なことと考えがちになるかと思いますが、現実の業務としてはお客様の望まれる全ての情報を入手することの方が相当大変であり、その担当者を社内で数人確保出来る会社でなければ実施に際しては不十分な情報で記載を実施し、その結果誤りを正すことが出来ず、リコールか黙認かの選択を迫ることになりかねません。</p> <p>原産地表示を法制化する前に規格書の記入・提供を製品を販売する際に義務づけをまず実施し、その後表示を法律化する様に段階を踏むべきと考えます。</p>
61歳 男性	<p>【意見】原料原産地表示義務の対象として、今回要望が寄せられている黒糖・果汁等4品目も含め、これ以上の品目追加は差し控えていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原料原産国表示対象としては現在20+4品目が義務付けられている。特定の原産地のもの等の特色のある原材料等の表示については、加工食品品質表示基準において表示ルールが定められている。義務表示の品目をこれ以上追加することは、次のような問題点から製品コストアップにもつながり、値上げなど消費者の不利益になりかねない。 ①原料原産地の調査・確認作業や、頻繁な産地切り替えへの対応が必要となること。 ②表示スペース上の制約があること。 ③原材料貯蔵設備の制約、醸造食品の工程上の循環といった特異性、製造工程での中間製品の品質に応じた混合など、ロット識別(縁切り)が困難な加工食品も多いこと。 ④原材料原産地が不明な輸入中間加工品への対応が必要であること。 ⑤表示された包材を複数準備したり廃棄する必要があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地を始めとする食品情報の提供に関しては、これまでの「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」等の議論も踏まえて、事業者が自主的に表示対応やホームページ等を用いた情報提供、消費者からの問い合わせに対する回答等の取り組みを行っており、容器包装への表示を法的に義務付ける必要があるとは思われない。 ・原料原産地表示は国際規格であるCodexでも義務付けられているものではなく、他国においても一般に義務付けられていないことから、加工食品の貿易において非関税障壁につながる恐れがある。 ・日本国内で製造した製品を輸出している事業者にあつては、原料原産国表示が義務付けられることでコスト高となり、輸出競争力が低下してしまう恐れがある。
北海道農政部 食品政策課	<p>加工食品の原料原産地表示の充実について</p> <p>現行のJAS法では、多くの加工食品が原料原産地表示の義務付けの対象外となっているほか、消費者にとって義務表示品目や表示ルールが分かりにくいものとなっています。</p> <p>このため、消費者が食品を選択するための情報提供の手段として、技術的な理由から表示が困難な場合などを除き、将来的にはすべての加工食品における原料原産地表示の義務化など、食品表示制度の拡充が必要であると考えています。</p> <p>つきましては、JAS法における加工食品の原料原産地表示について、食への信頼を揺るがす相次ぐ事案の発生や食品表示に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、消費者にとってわかりやすいか、事業者にとって正しい表示が可能かを検討の上、対象品目の拡大が図られるようお願いいたします。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>藪 光生 全国和菓子協会 専務理事</p>	<p>長文のため、事務局の判断で項目等を抜粋記載 (1)これまでの検討結果の尊重、 (2)原料原産地表示制度の目的の明確化、 (3)加工食品の容器包装への原料原産地表示の課題 昨年8月の報告書において指摘された課題については、現時点においても何ら解決の目途は立っておらず、このまま対象品目を拡大することは、消費者にとってもマイナスとなる可能性が高い。</p>
<p>岡本 檜雄 全国菓子工業組合 連合会 理事長</p>	<p>加工食品の原料原産地表示の対象品目の追加の必要性は認められない。</p> <p>(1)行政並びに関係者の多大な労力と時間をかけてまとめられた昨年8月の共同会議報告書は、現時点でその内容を見直さなければならない理由は見当たらず、その中で示された課題についても何ら解決の目途は立っていない。 (2)加工度の高い菓子類の原料の多くは、原産国の違いによる特色はあるが、品質の差異はほとんどないので、原料の需給状況等によって原産国や、重量順位が変わることが頻繁にあるため、その都度包材を切り替えることは不可能に近い。仮に可能だとしてもコストが大幅に上昇し、結果として消費者負担が増大する。 (3)菓子類の容器包装の面積は限られており、多種の原料産地を表示することは困難である。仮に限られた表示欄に多種の原料原産地を表示した場合、消費者にとっても、アレルギー表示等他の重大な表示を含めて大変見にくいものとなる。 (4)菓子に多く使用されている輸入中間加工品の原料は様々な国で生産されているが、外国ではこれらの原産地を伝達する仕組みがなく、原料原産地の表示は困難である。 (5)全国3万余を数える中小零細菓子製造業者は、地域の経済・文化に大きな役割を果たしているが、菓子製造事業者の大多数を占める中小零細事業者にとっては、(2)の「頻繁な原材料の切り替えへの対応」は、極めて困難である。このため、多くの中小零細菓子製造業は経営の継続が困難となり、ひいては、地域の特色ある多くの銘菓が消滅し、消費者の生活、文化に多大な悪影響を及ぼすことになる。 (6)輸入加工食品を適用除外にすることは、国内事業者との競争関係を著しく阻害し不公平な扱いになる一方、表示義務を課することは、諸外国においてこのような制度がないことから実態上困難であることに加え、非関税障壁として対外的な問題に発展する可能性がある。</p>
<p>奥野 和夫 全日本菓子協会 専務理事</p>	<p><意見> 加工食品の原料原産地表示の対象品目の追加の必要性は認められない。 <理由> (1)行政並びに関係者の多大な労力と時間をかけてまとめられた昨年8月の共同会議報告書は、現時点でその内容を見直さなければならない理由は見当たらず、その中で示された課題についても何ら解決の目途は立っていない。 (2)加工度の高い菓子類の原料の多くは、原産国の違いによる品質の差異はほとんどないので、原料の需給状況等によって原産国や、重量順位が変わることが頻繁にあるため、その都度包材を切り替えることは不可能に近い。仮に可能だとしてもコストが大幅に上昇し、結果として消費者負担が増大する。 (3)加工食品の容器包装の面積は限られており、多種の原料産地を表示することは困難である。仮に限られた表示欄に多種の原料原産地を表示した場合、消費者にとっても、アレルギー表示等他の重大な表示を含めて大変見にくいものとなる。 (4)菓子に多く使用されている輸入中間加工品の原料は様々な国で生産されているが、外国ではこれらの原産地を伝達する仕組みがなく、原料原産地の表示は困難である。 (5)食生活が多くの輸入原材料で支えられている中で、対象品目の拡大によって国内産原料に需要がシフトすれば、国内産原料の需給が逼迫し、価格も高騰する可能性があり、結果として消費者負担が増大する恐れがある。また、輸入先相手国が、今後食料の国際需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中で規制の厳しい日本に売らなくても良いと判断する可能性もあり、輸入原材料で支えられてきた安価でバラエティに富んだ加工食品が消えることにもなりかねず、消費者にとってもマイナスとなる。 (6)輸入加工食品を適用除外にすることは、競争関係を著しく阻害し不公平な扱いになる一方、表示義務を課することは、諸外国においてこのような制度がないことから実態上困難であることに加え、非関税障壁として対外的な問題に発展する可能性がある。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>松木 三千雄 株式会社日本アクセス 商品本部 食品安全管理部課長</p>	<p>加工食品の原料原産地表示に関する意見</p> <p>・原料原産地表示は、原料の産地と製造地が異なるため販売者、消費者に分かり難い。 ・生鮮食品に近い20品群の中でも緑茶・もちなど個別品質表示基準がある物もあるので分かり難い。 ・水産加工品の原料原産地が国産の場合「水域名または地域名・水揚げした港名または水揚げした港が属する都道府県名」とされていても、得意先から「水域名、水揚げした港名、更には漁獲した船籍」まで証明を求められるケースでは、全ての情報開示をメーカーに要求しなければならない場合がある。特に、季節による産地変動がある場合では、季節、漁獲水域、水揚げ港といったトレース確認作業自体がメーカーにとって多大な負担となる。 ・原料原産地の表示のスペースが小さいものについては、QRコードにて情報開示することで、頻繁に産地が変わる原料の場合でも情報量を集約して記載することが可能なため良いと思われる。 ・産地詳細表示は多くの消費者が本当に必要としているのか。産地変動の多い商品では産地表示によるパッケージ切替え等で発生するコストが価格に反映されるのではないかと。HPやQRコードによる詳細情報公開は、これらのサービスを利用できない方もおり公平ではない。しかし、この手法にて情報公開をするにはトレース管理の徹底が必要となる。それには多大な時間と労力を要する上、卸の立場として都度の管理は実際、困難と思われる。したがって、「輸入・国産」の最低限の表示で良いと考える。</p>
<p>社団法人日本貿易 法務委員会</p>	<p>原料原産地表示に関する意見</p> <p>1. 意義 食品表示は以下の意義を持つものと解される。 (1) アレルギー対応：特定品目の摂取によるアレルギー症状を持つ消費者への情報提供。 (2) 産地に基づく購買品選別への対応：国産品の購買を趣向するといった消費者への情報提供。 これらの意義においても、アレルギー対応は生死、健康を害して学校を休まざるを得ないといった問題に直結するものであり、その意義は優先度が高いと考えられる。一方、中国産より国産品を買いたいといった産地に基づく購買品の選別は消費者個々の趣向であり健康被害に直結するものとは異なるレベルの意義と考えられる。</p> <p>2. 可否 原料原産地表示は食品表示の重要な一部分として意義を持つものであるが、実際の表示の可否については以下の事由等から一定の制限があると認識している。 (1) 原料の原材料は頻繁に変更される可能性がある。 (2) 食品の製造においては複数の供給者による複数の原材料の混合による調味料等が使用される。 (3) 原材料が多岐であることからその表示には相当のスペースを必要とする。 (4) 原料原産地別の輸送を行うことにより物流が煩雑となる。</p> <p>3. 総論 原料原産地表示についてはその意義と物理的な制約の双方を念頭に検討を進める必要がある。物理的な制約により、そもそも表示が不可能な物もあるが、上述1如く優先度の高い意義については一定のコストアップや不便が生じても対応すべきと考える。しかしながら、そのコストアップ、不便の最終的な負担者となる消費者にいかん理解を得るのか、が課題である。行政が主導して原料原産地表示の意義及び、それに伴う負担増への消費者の理解、社会的認知を得るべく対応することが必須である。</p>
<p>35歳 男性</p>	<p>原産地表示について 原料の産地が、加工段階で切り替る時などの表示変更などには、時間と経費がかかる。</p>

意見提出者	題・ご意見
41歳 女性	<p>消費者の立場から考える容器包装に表示する原産地表示について</p> <p>近年の産地偽装をはじめとする偽装表示問題により、食品表示に対する消費者の不信感によって関心が高まっている。その消費者の不安感を払拭し、食品の安全性を求めるには「消費者が求める表示」「消費者が分かりやすい表示」が不可欠だと思う。</p> <p>消費者にとって、原産地表示をはじめとする食品表示は、その食品の情報を得ることができる大切な情報源であり、中国餃子中毒事件のような消費者事故の防止、また消費者の食品選択における重要な役割を担っている。消費者が主役と言われている現代において、表示が詳細になるということは、消費者がこれら表示により、食品を選択することになることから、消費者自身も食品選択の責任を持つことになり、それぞれが自立した消費者を目指す必要がある。</p> <p>反面、事業者にとって消費者が望む表示の提示は、使用原料、原産地、加工地などの製造工程も開示するということであり、表示作業に伴うコストがかさむことから、そのぶん販売食品に影響し価格の値上げが懸念される。</p> <p>当市でも地場産品を原料にしたジュース、ナタネ油等の食品加工物の事業者の大半は、小さな事業者であることから、表示のための生産ライン再構築、コストの問題などから対応ができなくなるという声も聞かれる。これは消費者にとっても、安全で安心できる地場産加工物の生産が消えてしまったり、また高値になることは残念なことである。</p> <p>これらのことから、事業者が行うべきである食品表示について、国においては低コストで表示を推進できるガイドラインの構築、地場産品の育成と地産地消の推進を考慮した表示の在り方についてご検討いただき、そして悲惨な事故がくり返さないように販売食品の表示における検査機能の強化を求める。</p>
47歳 男性	<p>原産地表示に関して</p> <p>前回のパブリックコメントで個人の方の意見が偏っているかに見えたので、あえてコメントします。消費者全体が安全安心の為に、全ての加工食品の原産地表示を望んでいるのでしょうか？勿論アンケートをとれば、「した方が良い」との回答になると思いますが、それは「ラーメン屋の秘伝のタレがどのように作られているか」の興味と同じで知らないより知った方が良いとの心理によるものです。中国の冷凍食品が問題となったら「中国は危ない」との心理で原産地表示をすることが本当に安心な表示でしょうか？それは偏見を助長するようなものと思います。</p> <p>原産国が加工食品全ての安全安心に関わるものではなく、例えば菓子デザートなどは原産地が無いと不安で買えないというものでは無いと思います。従ってその加工食品が原産地によって品質的に大きく反映される食品にガイドラインを作って偽装の無いようにしてゆく考え方が最適で、農林水産省が以前より出している原産地表示についての義務化の考え方ガイドラインがもっともリーズナブルと思います。(20品目？が現在義務化されており都度品目を見直して追加してゆくやり方)</p> <p>もしも消費者団体からの強い要望により、全面的な加工食品への表示を行なう方向で向かうなら、まず任意表示を行なう方向で進めるべきです。その際に当然表示ガイドラインを策定すべきです。景品表示法など誤認を与えないルール作りが基本になります。そこでさまざまな問題が浮き彫りになり、法律の整備をした上で原産地表示の義務化の検討をされる事を望みます。</p> <p>任意表示をしている加工食品とそうでない加工食品の販売量を比べれば本当に消費者がどの程度して欲しいかがわかります。加工食品の価格が上がってまで、義務化して欲しくないと思うでしょう。</p> <p>最後に法律の施行の前に、輸入する食品や素材に至るまで原産国や加工国などの定義/開示義務を行なう事を全世界で統一したほうが良いように思います。そうしないと折角表示をしているのに各国からの情報が適切でないために回収するなど資源の無駄遣いを助長する事になりかねません。</p>
<p>角谷 幸二</p> <p>網走消費者協会 会長</p>	<p>ポストハーベストの処理</p> <p>加工食品の原料原産地表示等については、報告書に則り完全履行を望みます。</p> <p>憂慮されるのは、ポストハーベストに於ける農薬等の処理が完全になされているかどうかである。特に輸入産品については懸念の度合いは高い。残留農薬の試薬器機も簡便・精度が高いと聞きます。水際での検査体制強化を望みます。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>55歳 男性</p>	<p>加工食品、特に高度加工品への原料原産地表示義務化拡大について</p> <p>加工食品においては、原料原産地表示義務化は、コストアップと共に、安定製造を妨げる要因となると思われますので、適切ではないと考えます。各企業は、世界各地より安全な原料を調達し、安全でおいしい製品を適正な価格で提供する努力していますが、原料原産地表示義務化が拡大すると対応困難な製品も多く出てくるものと考えます。</p> <p>① 原料原産地表示は、製造管理を複雑化しコストアップになります。原料原産地表示が義務化された場合は、製造工程が複雑な高度加工食品製造にとっては対応が非常に困難です。原料コストや調達先など製造の自由度が損なわれること、設備コストの増大、工程管理の複雑化などがあり、適正なコストでの安定的な製造ができなくなることが考えられます。また、頻繁なラベルの切り替えへの対応も困難です。</p> <p>② 高度加工食品は、原材料の産地による品質への影響を受けにくく、一定品質の製品製造が可能であり、原産国表示になじまないものと考えます。</p> <p>③ 弊社への原産国問い合わせは、2008年度の冷凍餃子事件時1-4月と2009年度1-4月を比較すると、2009年度1-4月は1/10に減少しています。また、消費者の関心は、価格に移っているという記事も散見され、原産国への関心は低くなっているように思われます。</p> <p>④ ホームページで使用している原料の原産国情報を開示し、情報提供に努めている企業もあり、原料原産地表示は事業者が自発的な取り組みを推進できる環境作りが重要と考えます。</p> <p>以上、「加工食品、特に高度加工品への原料原産地表示義務化拡大は適切でないと考えます。」</p>
<p>51歳 男性</p>	<p>原料原産地表示の考え方</p> <p>加工食品における原料原産地の表示については、時代的な背景も考慮し、その食品中の主たる原料について必要ありと思います。ただし、例えば「〇〇産はいやだ」というような消費者の表面的な選択を中心に考えるのではなく、求められるのは、その原料の使用する食品への適性が明らかであることやコンプライアンスに基づく原料の使用にあると考えます。</p> <p>したがって、これらの部分を明確に把握して管理し、また説明できることが重要な取り組みであり、ただ原産地を表示すればよいというものではありません。</p> <p>以上の観点で申しますと、特に輸入における優良な原料を用いることに際して、メーカーとすれば、必ずしも一国に拘らず、都度の複数国にまたがった原料を使用することもあります。そのような場合を想定し、1つの加工食品内でもそのメーカーの確保できる表示(例えばシチューの具においてトマトは特定されイタリア、じゃがいもは都度の確保になるので大括りの外国産としておき、問い合わせに答えられるようにしておく)とするなどの内容がもっとも現実的に即して間違いのないやり方ではないかと思われます。</p> <p>そして、一方では徹底した管理が可能で、また問い合わせなどにタイムリーに答えられるようなシステムの育成がメーカーとしての義務と認識します。</p>
<p>橋本 智子</p> <p>社団法人 北海道消費者協会会長</p>	<p>1. 昆布加工品は購入頻度が高い食品であり、近年、中国からの輸入品も多く、JAS法において原料原産地表示を義務付けることは、商品選択の際に重要な判断材料となるとともに、消費者の選ぶ権利を確保することにつながるため、原料原産地表示をしっかりと義務付けるべきである。</p> <p>2. 黒糖、リンゴジュース・ミカンジュース、食用植物油などについても1.と同じ様に義務化すべきである。</p> <p>3. 「削りぶし」の原料かつお節の産地表示は、現行の品質表示基準では「なまり節」をくん乾し「ぶし」にした場所と規定しているが、かつおの漁獲場所も併記すべきである。</p> <p>4. 加工食品の原料原産地表示の義務づけは、JAS法で一部の食品に義務づけられているが、全てに義務づけられていないため、食品を選択するための判断材料が提供されていない状況にある。</p> <p>従って、原料原産地表示の基本的な考え方を「消費者の選択する権利の確保」と位置付け、「全ての加工食品(特に、主食となるパンやめん類などの小麦加工品、しょうゆや食用油などの調味料)」に、「主な原材料の重量割合で少なくとも3位程度」までは義務づけるべきである。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>吉田 光史 オタフクソース株式会社 品質保証部 部長</p>	<p>原料原産地表示の検討に関する意見</p> <p>「食品表示に関する共同会議」の報告書にありますよう、当社が原材料原産地表示を行う場合の問題点としては、①頻繁な原材料産地の切り替えを行っている事。天然の物を使用すれば当然調整時に、いろんなパターンでの原材料を使い分けが必要になってくる。 ②物理的スペースの制約。アレルゲン表示を初め、消費者の方々の要望を受けて必須の項目が増え続けている。この事自体は大変良いことではあるが、消費者の方にとって、あまり有益ではない情報を削除する事も検討していただきたい。</p>
<p>62歳 女性</p>	<p>原料原産地</p> <p>原料原産地表示が拡大すれば、トレーサビリティが確保され国産を購入する消費者が増え、自給率が向上すると短絡的に考えることは疑問です。輸入と国産の農産物の検出率や違反率が変わらず、半数以上の労働力が海外から出稼ぎという製造の状況を見ると、国産原料使用というだけで安全性が選択できるとは考えられません。国内生産の加工食品にのみ表示を義務付け、輸入加工食品には表示の義務付けがない場合、原料原産地表示の義務化拡大による違反リスクを避けるために製造工場の海外移転等が増加し、国民の働く場が減少したり、海外に知的財産である製造のノウハウが散逸しないかとの気がかりもあります。また、義務化拡大による表示適正の検証費用が輸入検疫と比べてどうなのかなど、税金の費用対効果も考えるべきですが、情報がありません。現状について客観的で十分な情報が提供されないままに、パブリックコメントを求めることは政策の方向をゆがめる可能性があります。なお、企業によっては表示の義務がないのを盾にして、消費者からの質問に企業秘密だとして原料原産地について答えないところがみられる現状は問題がありますので、表示義務と問合せへの対応責任については分けてご議論いただきたいと思います。</p>
<p>61歳 男性</p>	<p>統一性のある公正な表示の設定を</p> <p>毎日食する食パンの原料がカナダかオーストラリアかさえわからない。 特定の食品にのみ原料原産地を義務づけている現状はバランスを欠く。また、5%以上、50%以上と2つ(ダブル)の基準を設定していることもアンバランス。食品すべてに統一した義務表示とすべきである。 その方策は、食品を構成する主な原料の上位3つまでとするような横断的な基準としてはどうか。</p>
<p>44歳 男性</p>	<p>—</p> <p>消費者に食の安全・安心を広めて行く為にも原料原産地表示はした方がいい。</p>
<p>今村 洋 全国ビスケット 公正取引協議会</p>	<p>加工食品の原料原産地表示の対象品目の追加の必要性は認められない。 (1)表示に関する公正競争規約では、「…表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び業者間の公正な競争を確保することを目的とする」とされている。表示項目の検討に当たっては、この理念の下に、限られたスペースで、真に商品選択に必要な表示について検討が必要。 (2)原料原産地表示は、品質に関する情報として原産地情報を提供し、消費者の商品選択に資することが目的だが、食品の安全性や国産農産物の生産振興の議論と混同されている。安全性は所与の前提。生産振興は、特色ある原材料の強調表示で対応可能。 (3)容器包装の面積は限られており、多種の原料産地を表示することは困難。また、加工食品においては、種類・銘柄や加工法による差異はあっても、原産国の違いによる最終商品への影響は少なく、表示の優先度は低い。 (4)輸出国にいたずらに負担を強いることは、低価格の加工食品の生産が困難になり、更に、国民に対する食料の安定供給の面からも問題。現在、公正競争規約に基づき、国産品と輸入品で差をつけることなく、適正な表示の徹底を図ってきている。原料原産地表示の対象が拡大すれば、輸入加工食品にも原料原産地表示が義務付けられることとなるが、諸外国にはこのような制度がないことから混乱が生じ、対外的な問題に発展する可能性も懸念される。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>飯田 秀男 全大阪消費者 団体連絡会 事務局長</p>	<p>原料原産地の表示のあり方議論は、消費者の選択をする権利や知る権利を保障する観点原則として考えるべきである。その上で、今回、提起をさせている事項について以下のように考える。</p> <p>①黒糖(さとうきび)の品質をめぐって消費者と市場が混乱するのであれば、原産地表示をすべきであり、その際に黒糖の定義を明らかにして消費者が誤解しない表示とすべき。</p> <p>②りんご・みかんジュース(ストレート)の原産地表示はすべき。果汁を使用した加工食品においてはその原料の原産地を表示すべき。</p> <p>③昆布巻きの昆布の原産地表示は必要なし。 削りぶしの原料のかつおふしの産地表示は、「削りぶし」の品質表示基準に準拠して定めるべき。「なまり節」「ふし」にした地は、原産地ではなく加工地として判断すべき。</p> <p>④食用植物油の原料原産地表示は実施すべき。</p> <p>そのほかの事項については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料原産地が複数に及ぶ際には、「外国産」「国産」のいずれかの産地表示とし、国名・地名の情報の入手方法を製造・販売事業者が明示することを義務化すべき。事業者は指定した情報公開の方法に基づいて消費者にわかりやすく明示することを義務化すべき。 輸入中間加工品の加工地の表示義務化は、消費者に混乱を生じさせるおそれ大きいのでやめるべき。 重量比50%以上の原料のみを表示義務化対象にするのではなく、上位3位くらいまでを義務化対象にすべき。
<p>鈴木 茂男 北海道経済部 産業振興課参事</p>	<p>加工食品の原料原産地表示について</p> <p>消費者が食品を選択するにあたって、原料原産地は重要な情報のひとつであり、わかりやすい表示が必要だと考えています。</p> <p>食品製造業者は、安全・安心を基本として美味しい食品づくりに努めており、国内外の様々な原材料を使用しています。他社で一次加工された原材料を仕入れる場合では、その原材料の原産地を必ずしも特定できないこと、また原産地の切り替えが頻繁にあるなど、容器への表示が難しいケースがありますので、食品製造業者にとって対応可能な表示を検討すべきと考えます。</p> <p>また、生鮮の水産物を原料として用いる場合、水揚げした港名、都道府県名、国名、水域名など、様々な記載方法があり、消費者にも食品製造業者にも大変わかりにくい表示になっています。</p> <p>このような表示の整理や表示対象品目の拡大など表示制度の改正は、消費者、食品製造業者ともに混乱や誤認を招かないよう、時間をかけて検討すべきと考えます。</p>
<p>男性</p>	<p>原料原産地表示に関する意見</p> <p>容器への原料原産地表示の対象食品の拡大につきましては、表示義務化は止めていただきたくご検討ください。</p> <p>理由: 私たちの様な加工食品メーカーは品質の良い農産物を安定的に、かつ安価に入手できる様に努力していますが、これは最終的にお客様(消費者)に、より良い商品をより安くご提供するために他なりません。日本の場合、農産物の多くを輸入に頼っていますが、農産物は天候や社会情勢により、収穫量や価格が大きく変動することがあり、原産国を限定することは困難です。仮に原料の産地表示が義務化されると、変更毎に容器への印刷変更が生じることとなり、製品の安定供給、包材の過大なロス等の面でも現実的に実施困難です。また、該当国を全て表示するには印字スペースがない、国名ばかりが並び煩雑で分かり難い等、結局はお客様へ迷惑をお掛けすることにつながります。現状、各メーカーではお客様相談窓口(電話)を設けたり、Q&Aのような形でホームページ上で情報を発信しています。原料原産地については、容器に表示することを義務化するのではなく、情報の受発信の公平化も考慮し、各メーカーの努力項目とすることが妥当と考えます。</p>
<p>匿名</p>	<p>原産地表示の強化</p> <p>現在、加工食品のうち原料の原産地表示が義務付けられている品目は限定されている。今日、日本人の食の消費先として外食が占める割合が高く、また、加工食品の消費が増えていることから、消費者への情報提供を強化するため、原産地表示の義務対象を拡大するべきである。</p> <p>よって、消費者への情報開示を強化し、国産畜産物の自給率向上に資するため、加工食品と外食について原産地表示の義務対象を拡大すること。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>北村 卓三 日本うま味調味料協会 会長</p>	<p>原料原産地表示に関する意見</p> <p>原料原産地表示の対象品目の拙速な追加は、ひかえて頂きたいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これ以上の対象品目追加は、原料原産地へのチェック・確認、原材料産地の切り換えへの対応、商品・製品包材上の表示スペースの制約、包材表示の都度変更、使用できなくなった表示済み包材の廃棄(資源の無駄遣い)等による膨大なコストアップを強いることになり、一般消費者および事業者にとっての負担増大が強く懸念される。 ・現在の表示の義務化は、原料原産地の違いが製品の品質に影響するとされるものについて行われており、納得性のあるものと考えられます。しかし、原料原産地の違いが製品品質にそれほど影響しない高度に加工された食品にまで義務化することは、過剰な規制と思われます。「加工食品」と一言で言っても、その原材料は多種・多様に亘り、使用・添加の量も千差万別であり、その加工食品に使用されている原材料全てについて原料原産地を表示するのは現実的に無理がある。 ・消費者への情報提供のあり方については(食品事業者が開示努力をするのは必要であるが)、表示を義務化する以外にも諸々の方法があつて然るべきで、提供する情報や手段を選択し、組み合わせによることを可とすべきであると考えます。任意表示として、消費者からの問い合わせには、各事業者がホームページや電話等で対応することも可能であると考えられる。 ・国際規格(Codex)では原料原産地は表示すべき項目に入っていない。万一、輸入食品には義務化されず、国産品のみ原料原産地表示を義務付けることになった場合、国内事業者のみに負担を強いることになるのを懸念致します。
<p>54歳 男性</p>	<p>すべての加工品において、内容量の3割を超える主原料については、原産地を表示すること。</p> <p>消費者は、安全・安心を第一優先にしている状況にあって、加工品は、①原産地の季節的変更、②掲載スペース、③原産地トレースの困難な仕入れ品(一次、二次加工品等)の理由により、原産地表示を義務化していない。しかるに、主原料はこれにあてはまらず、現実的にも表示可能であり、一定以上の主原料については義務化し、消費者保護を図るべきである。</p> <p>(例:大豆油の多くが輸入遺伝子組み換え大豆を使用しているにも拘わらず、表示されていない。遺伝子組み換え食品の表示義務から逃れている理由は分からないが、蛋白はほとんど油には抽出していないと聞く。消費者もこれを輸入遺伝子組み換え大豆を使用していると認識していない。また、これの搾りかすをペレットにし、醤油の原料にしている。醤油であるから蛋白そのものを利用しているが、これも表示は同様である。国産大豆は、丸大豆醤油等と商品名をつけて販売しているが、こうした商品の違いを認識している消費者は少ない。遺伝子組み換え大豆の例は、産地表示とは別問題ではあるが、アメリカ産と表示してあれば、遺伝子組み換え大豆と消費者は容易に想定できる。)</p>
<p>57歳 男性</p>	<p>原料原産地表示の検討に関する意見</p> <p>1. 「食品の表示に関する共同会議」(厚生労働省、農林水産省)において、原料原産地表示の義務付けの検討に当たっては、「製造・流通の実態から信頼性のある原料原産地表示の実施が可能か、品目の特性に応じた原料原産地表示の導入について、合理的な判断ルールを設定し、これに基づいて個別品目ごとに精査することが適当である」との基本的な考え方から、基本的には、次のような選定方法が行われてきています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地に由来する原料の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうちで、製品の原材料の中で、単一の農畜産物の重量の割合が50%以上である商品。 <p>このため、加工度の高い加工食品や原料供給先が多様で市況の変化や作柄等により予期しない供給先変更などの可能性があり、入手先の変更が直に製品の原料入手先の変更になってしまう加工食品や多様な原材料を組み合わせで使用している加工食品は、原料原産地表示の義務化の対象として適当でないと思います。</p> <p>また原料入手先の変更に応じてラベルを変更する必要が生じますが、短期間でのラベル変更を困難であるのが実態です。</p> <p>2. JAS品質表示基準、表示に関する公正競争規約、食品衛生法などに基づき適正な表示を行っているが、必要な対応にかかる経費負担は製造事業者だけでなく購入者を含めた負担が考えられるべきだと思いますので、加工食品の適正な価格形成に関して、業種所管行政機関、公正取引委員会など関係機関で十分議論していただきたいと思います。</p> <p>原料原産地の義務表示対象品目の検討は、関係業種の意見を十分聞くなど慎重にお願いいたします。</p>
<p>53歳 男性</p>	<p>原産地・加工地の表示を希望致します。</p>

意見提出者	題・ご意見
60歳 男性	原料原産地表示の対象品目への追加に賛成する。
65歳 男性	<p>原料原産地表示の対象としての品目拡大は、必要でないとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料原産地の対象としては、これ以上の品目追加は、原料原産地の調査・確認、煩雑な原材料産地の切り替えへの対応、物理的な表示スペースの制約、原材料原産地が不明な輸入中間加工品への対応、包材表示の変更、原料原産地管理システムの整備等による膨大なコストアップにつながり、最終的には消費者の負担の増大に繋がるものと考えられる。 原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく、日本のみが原料原産地表示の義務化を拡大していった場合、原料輸出国等国際社会の理解を得られず原料輸入調達に支障をきたす恐れや、非関税障壁につながる恐れがあるものと考えられる。 国内製造品のみ原料原産地表示を義務付けることは、国内の加工食品製造者だけに負担をかけることになり、日本の国際競争力の低下につながる恐れがあるものと考えられる。
48歳 男性	<p>原料原産地表示に対する考え方</p> <p>結論としては、原料原産地表示の拡大化には反対(拡大しない方が良い)</p> <p>1 メーカーの立場での意見</p> <ol style="list-style-type: none"> ① つくだ煮は海産物原料が主体で、漁獲地、水揚地、原料加工地など原産地としてどこが適切なのか判断しづらく、どれかに決めた場合でも消費者にとって本当に必要な情報なのかは判断しづらいと思われる。 ② 原料を国内外含めて混合した状態で使用する場合もある。 ③ 水産物である海産物原料が主体である為、原料事情により産地が変動する可能性が十分にありその都度産地表示の切り替え作業が発生する。 ④ 物理的スペースの制約(ラベルサイズの拡大が必要となる) ⑤ 原料が中国をはじめとする海外でしか調達の出来ない商品に対して、産地表示を実施する事により商品イメージが低下する事も考えられる。(原料が中国であれ、日本であれ製品加工に自信をもって取り組んでも産地イメージだけで商品の優劣や不安感を抱かれる点は寂しい事) <p>2 客観的な補足事項(産地表示拡大化における弊害)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現状デフレが強まっている中で、原料原産地により商品の価格差と優劣感が出ている。故に悪用して産地の偽装が発生する。消費者も益々産地による商品の優劣を判断して、安全な商品までも不安感を持って購入を控える事も考えられる。 ②現状の日本の自給率状況下で、日本人の食料確保と同時に現状の低価格、大量販売は海外原料の依存度が大きい中で消費者の認識は、食料不足に対する不安感や危機感は薄いと思われる。だからこそ産地による選り好みをして優劣を付けたがる様に感じる。このまま未来永劫に食料が十分確保できる保証が無い中で、少なくとも日本人が食料の安定的な確保を望むならば、国産安全思考(本当に安全な保証は無いと思われるが、、、)に囚われず、必要なものに対して適正な価格で購入する必要性の認識が必要。原料原産地の表示は、日本に置かれている食料事情の実態を認識できた上での産地による商品の選択であれば、選択肢の情報としてあっても良いと思われる。 ③原料の原産地表示を行う前に、各々商品に何故その産地の原料を使用しているのかの情報も併せて説明すべきと思われる。(低価格に抑える為なのか、限られた所からしか調達の出来ない原料事情なのかを)
伊東 尚武 全国かまぼこ連合会 専務理事	<p>誰のための表示か</p> <p>いろんな表示義務を課すことにより消費者の選択を容易にするという考えは建前は良いが返って消費者を混乱させるものになる。生産者は商品を生産し、消費者に買っていただいて初めて経営が成り立つので、安全。安心には最大の注意を払って生産しています。特に水産加工業の場合は、国産魚介類の多くは生鮮流通しており、加工原料の多くは海外に求めざるを得ない実態にあります。しかも供給国は一定せず常に方々から安全を確認しつつ集めなくてはなりません。これに原料原産地表示を義務づけると包装資材に予め印刷したものと内容が一致しない場合がでて、返って消費者を混乱させるだけである。中小企業が多い加工業にこれらの対応を義務づけは無理があります。国際的にもこれらの表示は義務化されていないのに何故我が国だけが義務化を急ぐのか理解できないし、多いに疑問に思う。何が消費者のためによいのかよく考えていただきたい。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>山本 宏樹</p> <p>社団法人 日本冷凍食品協会 常務理事</p>	<p>加工食品の原料原産地表示が、「消費者の商品選択に資する」目的であるとすると強制力を伴う表示制度は目的合理性に欠けるため導入には反対である。</p> <p>原料原産地の表示自体が当該原料を使用した加工食品の安全性あるいは品質とは直接の関係がないことは多くの関係者が認めることである。国際的にも原料原産地の表示を実施している国が全く無いこと、CODEX等においても原料原産地表示の必要性は議論されていないことなどは、このような理由によると考えられる。本来原料原産地表示自体商品選択上意味があるのかどうか十分な議論が必要であるはずである。</p> <p>仮に、100歩ゆずって「消費者の求めに応じるため」としても、事業者の負担は以下の諸点等のように極めて大きく、これらを考慮せずに規制を実施することは、社会的な公平性という点からも容認し難い。</p> <p>①そもそも、加工食品の原料は複雑・多岐にわたることが多く、その原料原産地を都度適切に表示することは事業者にとって大きな負担となる可能性が高い。特に中小企業が多くを占める我が国の食品産業においては影響が大きいことはいうまでもない。</p> <p>②一般的に加工食品は、原材料の安定的かつリスク分散を配慮した複数の地域、国等から調達することが多く、これらが変わることによって表示を変えることはコストの増加となるばかりではなく、表示ミスを引き起こす要因ともなりかねない。</p> <p>③原材料表示は元来複雑な内容だけに、前述のとおり表示ミスの原因ともなりやすく、意図的な偽装は論外としても製品回収等の事態が多数発生することが懸念される。</p> <p>近年、必ずしも人の健康被害とは無関係にもかかわらず回収等が多発しており、新たな原料原産地表示制度により、企業のみならず社会的にも大きな損失増加の可能性は高い。</p> <p>④原材料表示の実施方法としてパッケージ上の他に、インターネット、二次元バーコード、店頭表示等による情報提供等が考えられるが、これらのいずれの手段を講じるにしても、原料調達、生産管理のシステムなど現状の体制を変更するためには技術的問題、時間的制限、コスト増加など多くの課題が存在する。</p>
<p>57歳 男性</p>	<p><u>原料原産地表示について</u></p> <p>弊社では、「有機」原料を使用した商品（調味料やジュース等）を製造しております。「有機」の原料は、非常に手配が難しく、栽培状況により産地も随時変更となります。弊社では「有機」原料であることを優先しておりますので、産地を固定して入手することは基本的には無理であると考えております。そのため、加工食品でラベル表示に原料原産地表示を義務化されますと、ラベルを頻繁に切り換えなければならなくなり、ラベル廃棄等環境への負担やコスト的にも無駄が生じます。また頻繁なラベルの切り換えは逆に表示ミスの原因ともなりかねません。表示ミスがあれば、回収等を行わなければならない、マスコミ等による批判など、企業に大きなダメージを与えることとなります。その上、回収した商品は廃棄となり、さらに大きな環境負荷を与えることとなります。</p> <p>弊社では、得意先様へ仕様書や変更時のご案内により、原料産地情報をご提供いたしており、お客様からのお問い合わせにも随時ご対応させていただいております。また商品特徴として産地を固定しているものに関しましては、ラベル等表示をいたしております。原料原産地は、表示が可能なものに関して、企業が自主的におこない、情報の必要なお客様からのお問い合わせには随時お答えするということでよいと思います。</p> <p>最後に、あまりに厳しく表示に制限をされますと、企業といたしましても身動きが取れなくなり、いい食品を作ろうとしているにもかかわらず、それを阻害されてしまいます。そして、コストの上昇など、多くの面で、最終的に消費者に不利益を生じることになると思いますので、その点をご理解、ご配慮いただけたらと思います。</p>
<p>62歳 男性</p>	<p><u>高度加工食品の原料原産地に係る義務表示拡大の件に対する意見</u></p> <p>(1)高度加工食品は、原料の原産地の相異に係らず品質が一定になるように製造管理をしています。従って、高度加工食品に対する原料原産地の表示拡大化は必要ないと考えます。</p> <p>(2)原料は、安定確保のため複数国からの入手を前提として製造をおこなっています。このように原料の原産国が変化する高度加工食品の原料原産地の表示対応は、表示変更等に関する負担が商品のコストアップに直結し、消費者の有益に繋がらないと判断します。</p> <p>(3)原料の原産地表示は、「安全」を担保するものではないと思います。企業は、「安全」な商品を製造し保証することに最大限の努力を払っていますが、「安心」を保証しているわけではありません。例えば、某国産原料を使用して「某国産」と表示した場合は、「安全」を確認し保証する体制で製造・品質管理に取り組んでも、心理的「安心」は消費者の主観に委ねられ売上げが影響を受ける現状にあり、誤認に繋がる風潮を払拭することに義務表示拡大化は相反するのではないかと判断します。</p> <p>(4)以上のことより、高度加工食品への原料原産地の義務表示拡大化に関し「反対」します。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p>56歳 男性</p>	<p>原料原産地表示についての意見</p> <p>意見 原料原産地表示の、高度な加工食品への拡大は差し控え、対象品目は現状のように、生鮮食品に近い加工食品に限るべきである。</p> <p>理由 1. 昨今の天候不順の影響で主要な産地からの原料入手が困難になったり、それに伴う価格変動や品質のフレといったことがあっても、製品の品質を一定に保つ必要があるが、その対策として原料の原産地を頻繁に、また緊急に変更する場面がある。 2. 高度に加工される食品においては、その原料としても加工食品を使用しているものも多い。こういった場合、川上からの原料原産地変更の情報が入ってくる時期が、多くの加工業者の段階に渡っているために、遅れることが想定される。ひいては、川下の加工業者にも正確な情報を伝えられないことも考えられる。 3. 食品原料となる農畜産物は、その育成の過程や、加工処理の過程で様々な国に移動する可能性があり、その情報を端的に表示に反映するのに無理がある。</p> <p>上記の理由により、高度な加工食品にまで対象品目を拡大することで、包材を変更しなければならなくなる頻度が高くなったり、時間的に包材変更の対応を取ることも困難となる場面も想定される。このことは、商品の価格上昇を招き、また正確な情報を伝えられないということに繋がり、消費者のためにも悪影響を及ぼすと考えられる。</p>
<p>木村 毅 健康と食品懇話会 会長</p>	<p>原料原産地表示に関する意見</p> <p>原料原産地表示の対象を拡大すると問題が発生する ・消費者自らが安全・安心な食品を適切に選択できるよう、事業者は食品の品質に関する必要な情報を消費者に開示するよう努める必要がある。しかし、容器包装の表示スペースは限られており、多種の原料の産地を表示した場合、商品購入時に必要な情報を直ちに探し出すのが困難な、消費者にとって分かりにくい表示となってしまふ。事業者は消費者の意見を聞きながら必要な原料原産地表示情報を自社のホームページで開示したり、お客様からの電話等の問い合わせに対して適宜適切な情報を開示する方向で、対応していくべきである。 ・原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく、諸外国では原料原産地情報を伝達する商習慣もないため、原料を海外から輸入している健康食品では①原料原産地情報を入手できない場合がある。②日本向けの原材料のみ原料原産地情報を要求することで、原料調達に支障をきたすあるいは原料価格のコストアップにつながる事が想定される。 *国際規格(Codex)では原料原産地は表示すべき項目に入っていない。 ・健康食品で輸入されているものは現状、原産国表示の義務のみであり、国内製造品の原料原産地表示との整合性をとるとすれば、輸入食品についても原料原産地表示が義務付けられ、国際的(WTO)には非関税障壁とみなされる可能性がある。一方、国内製造品のみ原料原産地表示を義務付けるとすれば、国内生産者のみに負担をかけることとなり、国際競争上問題がある。</p>
<p>小縣 憲司 全国胡麻加工組合連合会 産地表示分科会座長 株式会社真誠 社長付参事</p>	<p>加工胡麻での原産地表示の考え方</p> <p>JAS法の品質基準は、消費者がその要件として「原産地に由来する原料の品質の差異が加工食品として品質の差を識別して選択できるようにするもので、加工食品の原料原産地表示はこの品質表示基準の一項目として…となっています。</p> <p>要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目。 要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品。 となっています。</p> <p>加工胡麻は「要件Ⅱ」には該当ですが、「要件Ⅰ」には該当しないアイテムです。 しかしながら、消費者へ必要な情報を提供するのには、製造者の義務と位置づけ、 ①「食品の表示に関する共同会議報告書No.7」にて検討課題になっている「大括り表示」に賛同する。 ②さらに、より進めて大陸(地域)表示(例:中南米、アジア、アフリカ、中東など)を検討。 ③この場合「および、これらの地域の混合」との表示を加える。 ④混合の場合の多い順出の表示は、検証が難しいことから「業界の昨年実績」による。 ⑤HPでの、情報提供。 以上、意見を述べますので、よろしく願い申し上げます。</p>

意見提出者	題・ご意見
<p style="text-align: center;">社団法人 日本経済団体連合会</p>	<p>JAS法に基づき容器包装に表示する加工食品の原料原産地表示に関するコメント</p> <p>(1)消費者自らが安全・安心な食品を適切に選択できるよう、事業者は、加工食品の品質に関する必要な情報を消費者に開示するよう、努める必要がある。</p> <p>(2)その観点から、JAS法に基づく容器包装に表示する加工食品の原料原産地表示についても適宜見直すことは重要であるが、その充実・強化にあたっては、実務上の課題について十分斟酌し、中小事業者から大規模事業者さらには輸入事業者まで、全ての事業者が実現可能な表示にする必要がある。</p> <p>また、食品衛生法に基づくアレルギーはじめ生命や健康の維持に係る表示は必要とかがえるものの、地域環境問題をはじめとした他の社会的な課題解決に比して、どれだけ多くの消費者が詳細な原料原産地表示の情報をどの程度必要としているのか不明であり、真の消費者ニーズの把握に努める必要がある。</p> <p>さらに、わが国だけが厳格な国別原料原産地表示を実施した場合には、諸外国から輸入障壁と受け取られることも想定されることから、諸外国における表示規制との調和にも配慮する必要がある。</p> <p>(3)具体的に、表示を行う上での実務上の主な課題として、以下が挙げられる。</p> <p>①加工食品を製造するにあたって、中間原材料を使用する場合ははじめ、複数の供給者による複数の原材料を混合して製造しており、原材料によっては原産地を国別に重量把握することが困難である。</p> <p>②容器包装のスペースは限られており、原材料が多種にわたる加工食品の原料原産地表示は、物理的に事実上困難である。</p> <p>③加工食品の原材料は頻繁に変更することが多いことから、環境問題や価格・物価の安定など、他の社会的課題にマイナスの影響を与える。</p> <p>(4)したがって、JAS法に基づく容器包装に表示する加工食品の原料原産地表示の対象拡大にあたっては、実務上の課題等を十分に斟酌して全ての事業者における実現可能性を確保するとともに、真の消費者ニーズと他の社会的課題の解決の必要性等とを比較考慮するなど、慎重に検討すべきと考える。</p> <p>2009年8月に「食品の表示に関する共同会議」(厚生労働省・農林水産省)でとりまとめた報告書にも、実行可能性の担保の必要性をはじめとした上記問題点を指摘したうえで、「透明性の高い検討プロセスを維持していくことが必要である」旨明記していることに留意すべきである。</p> <p>(5)他方で、消費者自らが食品を適切に選択できるよう、事業者としては、消費者の意見を聞きながら、自社のホームページで原料原産地に係る情報を開示したり、お客様からの電話等の問い合わせに対して適宜適切に情報を開示する方向で、事業者・事業者団体が検討し、自主的に対応していくべきであると考えます。</p> <p>併せて、事業者・事業者団体としては、政府・消費者団体と連携して、食品表示を含め、安全・安心な食品の選択に係る消費者教育や啓発活動に努めていくことも重要であると考えます。</p>